

目次

◆北海道運輸局ブロック

北海道運輸局令和7年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	3
模範解答&根拠法令……………	14

◆東北運輸局ブロック

東北運輸局令和7年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	17
模範解答&根拠法令……………	28

◆北陸信越運輸局ブロック

北陸信越運輸局令和7年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	31
模範解答&根拠法令……………	42

◆関東運輸局ブロック

関東運輸局令和7年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	45
模範解答&根拠法令……………	61

◆中部運輸局ブロック

中部運輸局令和7年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	65
模範解答&根拠法令……………	81

◆近畿運輸局ブロック

近畿運輸局令和7年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	85
模範解答&根拠法令……………	99

◆中国運輸局ブロック

中国運輸局令和7年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	103
模範解答&根拠法令……………	113

◆四国運輸局ブロック

四国運輸局令和7年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	117
模範解答&根拠法令……………	134

◆九州運輸局ブロック

九州運輸局令和7年度第2回自動車検査員教習修了試問……………	137
模範解答&根拠法令……………	150

◆沖縄総合事務局ブロック

沖縄総合事務局令和7年度第1回自動車検査員教習修了試問……………	155
模範解答&根拠法令……………	168

本書について

本書は、令和7年度第2回目（沖縄総合事務局においては第1回目）の自動車検査員教習修了試験を、各運輸局および沖縄総合事務局が実施した試験問題をブロックごとに整理し、模範解答とその根拠となる法令を簡潔に掲載しています。なお、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査事務規程」を根拠となる法令としています。また、模範解答につきましては、弊社編集部調べとなっております。

保安基準・審査事務規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて公論出版発行の「自動車検査ハンドブック令和8年版」もしくは「自動車検査ハンドブックワイド令和8年版」（いずれも定価2,310円）、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和8年版」（定価3,000円）をご活用下さい。

令和8年6月 編集部

略語について

本書では、根拠となる法令等の名称を次の略語により表記しています。

略語	法令、通達名
車両法	道路運送車両法
自賠法	自動車損害賠償保障法
施行規則	道路運送車両法施行規則
指定規則	指定自動車整備事業規則
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
実施要領	自動車検査業務等実施要領について（依命通達）
審査規程	独立行政法人 自動車技術総合機構審査事務規程
整備事業の取扱い	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
保適の有効期間と自賠責保険の取扱い	保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて
自動車部品の取扱い	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）
検査機器の取扱い	自動車検査用機械器具の構造と取扱（一般社団法人 日本自動車機械工具協会）
光吸収係数の測定方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法
走行距離計表示値記載に係る取扱い	指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて

北海道運輸局令和7年度第2回自動車検査員教習修了試問

問題1 次の各々の文は、道路運送車両法に規定されている事項について述べたものです。各文の【 】の中に該当する適切な字句を選択枠から選び答案用紙の解答欄に記号（ア～ム）で記入しなさい。

なお、選択枠の記号は何回使用しても良い。

1. この法律は、道路運送車両に関し、【 1 】についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、【 2 】を増進することを目的とする。
2. この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該【 3 】の用い方に従い用いること（【 4 】以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。
3. 封印の取付けは、自動車の【 5 】に取り付けた自動車登録番号標の【 6 】の取付け箇所に行うものとする。[改]
4. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の【 7 】を困難にするような行為をしてはならない。但し、【 8 】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条（職権による打刻等）の規定による命令を受けたときは、この限りでない。
5. 保安基準は、道路運送車両の【 9 】及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の【 10 】のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならない。

問題1の選択枠

ア	前面	イ	刻印	ウ	改造	エ	修理
オ	使用者	カ	装置	キ	構造	ク	運転
ケ	上側	コ	後面	サ	活用	シ	所有権
ス	識別	セ	公共の福祉	ソ	左側	タ	車両の安全
チ	打刻	ト	所有者	ナ	下側	ニ	用具
ネ	道路	ノ	右側	ハ	整備	ヒ	確認
フ	設備	ホ	使用	ミ	取り付け	ム	事故の防止

北海道運輸局 令和7年度第2回 自動車検査員教習修了試問 模範解答&根拠法令

問題1

- ①-シ (所有権) : ②-セ (公共の福祉) :
車両法1条
- ③-カ (装置) : ④-ネ (道路) : 車両法
2条5項
- ⑤-コ (後面) : ⑥-ソ (左側) : 施行規
則8条1項
- ⑦-ス (識別) : ⑧-ハ (整備) : 車両法
31条
- ⑨-キ (構造) : ⑩-ホ (使用) : 車両法
46条

問題2

- ①-検査標章 : 車両法66条1項
- ②-記録事項 : 車両法67条1項
- ③-整備命令標章 : 車両法54条の2 3
項
- ④-起算 : ⑤-翌日 : 施行規則44条1
項

問題3

- × (工員⇒公衆) : 車両法89条1項
- × (車検証と同一性を確認した後でなけ
れば証明できない) : 指定規則7条2項
- × (ディーゼル車が含まれていない場合
は不要) : 指定規則2条2号
- × (テストの故障は、『検査することが
困難であるとき』には該当しない) : 指定
規則8条1項、別表第2
- : 指定整備記録簿の記載要領
- × (研修は受けさせなければならない) :
指定規則14条
- × (3か月⇒12か月、別表3⇒別表6) :
車両法48条1項3号、点検基準2条5項

- : 施行規則62条の2の2 1項5号
- : 車両法94条の5 2項
- × (請求の有無に係わらず交付しなけ
ればならない) : 車両法91条2項
- : 整備事業の取扱い 別添3の2 第
3 (2)
- : 車両法91条1項5号、施行規則62
条の2 2号
- : 車両法91条の2、施行規則57条3
号
- : 施行規則3条
- × (「中型」は乗車定員30人以下) : 車
両法94条の2 2項、指定規則第5号様
式 備考
- : 整備事業の取扱い 別紙3の2 2
(5)
- × (1週間に一度⇒1日に一度) : 指
定規則3条1項1号、自動車検査設備の
共同使用等における指定整備業務の取扱
いについて 4
- × (大型特殊自動車は対象外) : 走行
距離計表示値の記載 1
- : 整備事業の取扱い 別添3の2 第
2 (4)
- × (請求の有無に係わらず交付又は提
供が必要) : 施行規則62条の2の2 1項
2号

問題4

- ①-カ (天井) : 施行規則57条2号
- ②-フ (指定整備記録簿) : ③-ウ (自
動車検査員) : 車両法94条の6 1項1
号~6号、指定規則10条

**自動車検査員教習試験
ブロック別問題集 全国版 令和8年**

■ 発行所 株式会社 公論出版

〒110-0005

東京都台東区上野 3-1-8

TEL : 03-3837-5731

FAX : 03-3837-5740

■ 定 価 1,980円 (税込)

■ 発行日 令和8年7月
